

専決処分第8号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和6年4月8日

高根沢町長 加藤公博

- 1 損害賠償の額 68,943円
- 2 損害賠償の相手方 個人
- 3 事故の概要 令和5年11月15日午前11時頃、高根沢町宝石台地内において、高根沢町健康福祉課職員の運転する公用車（宇都宮580み8174）が方向転換のため後退しようとしたところ、相手方自宅の柵に接触し、当該柵を破損した。
その破損に対して損害賠償をする。